

山梨県とサントリーホールディングス株式会社との 育水の推進等に関する連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）とサントリーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に連携及び協力し、健全な水循環を守り育てる「育水」の推進や情報発信等に取り組むことにより、将来にわたって、山梨県の水・森林資源の保全と有効活用を図り、もって、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 育水の推進及び情報発信に関するこ
- (2) 森林の保全に関するこ
- (3) 環境学習の推進に関するこ
- (4) その他、環境の保全及び地域の活性化に関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項（以下「連携事項」という。）に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決める。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で5年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、この協定を解約することができる。

（資金提供等）

第4条 乙は、連携事項に係る取組を推進するため、甲乙協議の上、必要な資金を甲に提供するものとする。

2 乙は、甲の認める県有林の区域を「天然水の森」の活動エリアとして位置づけ、甲乙協議の上、調査研究や普及啓発等の活動を実施することができる。

3 前項の活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月10日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 _____

乙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーホールディングス株式会社

代表取締役副社長 _____